

日精協発第 13200 号-1
平成 26 年 4 月 14 日

(別 紙) 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

要 望 書

精神科病院・病棟に既に設置されている公衆電話維持に関し、また公衆電話設置（導入）する際、第一種公衆電話でないことを理由に NTT との間でトラブルが生じており、大半の精神科病院では円滑な病棟運営が出来ない状況となっております。

NTT 各社が病棟内に設置されている公衆電話の撤去を求め、カード式電話から特殊簡易公衆電話（ピンク電話）へ切り替えを迫っておりますが、ピンク電話はテレホンカードが使えず、精神科病院の入院患者の特性から病棟内で硬貨の所持を認めると事故を誘発しかねず、入院患者の安全管理上大きな問題となります。

公衆電話の病棟内設置は、精神保健福祉法第 37 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省の指導の基に行われていることに鑑み、早急に総務省並びに NTT に対して、精神科病院が困らない状況で公衆電話を設置・維持出来るように申し入れしていただくよう強く要望致します。

(別 紙)

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部
部長 蒲原 基道 殿

厚生労働省社会援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
課長 北島 智子 殿

日精協発第 13200 号-2
平成 26 年 4 月 14 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

要 望 書

精神科病院・病棟に既に設置されている公衆電話維持に関し、また公衆電話設置（導入）する際、第一種公衆電話でないことを理由に NTT との間でトラブルが生じており、大半の精神科病院では円滑な病棟運営が出来ない状況となっております。

NTT 各社が病棟内に設置されている公衆電話の撤去を求め、カード式電話から特殊簡易公衆電話（ピンク電話）へ切り替えを迫っておりますが、ピンク電話はテレホンカードが使えず、精神科病院の入院患者の特性から病棟内で硬貨の所持を認めると事故を誘発しかねず、入院患者の安全管理上大きな問題となります。

公衆電話の病棟内設置は、精神保健福祉法第 37 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省の指導の基に行われていることに鑑み、早急に NTT に対して、精神科病院が困らない状況で公衆電話を設置・維持出来るように申し入れしていただくよう強く要望致します。